

第6章 計画の進捗管理と評価

1 進捗管理と評価

(1) 市町村等の進捗管理と評価

市町村をはじめ健康関連団体は、効果的な健康づくり活動を実践するために、地域の健康課題や健康づくりのために活用できる社会資源の把握・活用、関係団体との連携に努めるとともに、その活動自体の内容や活動の成果としての住民の健康づくりに関する意識・行動の変化、患者数、要介護者数、医療費等に関する各種指標により、その活動を多面的に評価し、適宜その内容を見直し、充実させていく必要があります。

(2) 県の進捗管理と評価

県は、健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）を計画的に推進し、計画に掲げた目標を達成するために、計画の進捗状況を把握・管理し、取組の見直し・改善につなげていくことが必要です。

そのため、市町村をはじめ健康関連団体の取組内容及びその成果に関する各種情報（評価指標）を日常的に収集・分析し、その結果をそれら団体に還元（フィードバック）することにより、それら団体の活動の評価・見直しを支援します。併せて、健康かごしま21（令和6年度～令和17年度）に係るモニタリング及び分析・評価については、地域・職域・学域連携推進委員会等を活用して構築します。

そのうち、プロセス指標は、県民へのサービス提供や知識の普及、住民の地域活動の状況などにより健康づくり活動の途中経過を明確にするもので、これを分析・評価することは、県民及び健康関連団体が計画の進捗状況や活動の方向性について共通認識を持つ上で有効です。毎年度、県民や各実施主体における健康づくり事業の実施状況について把握し、経年的な傾向などの分析評価を行います。

なお、令和11年度に中間評価を行うこととしています。

モニタリングが必要な指標

- 健康づくりの支援につながる環境整備の指標（ストラクチャー指標）
- 健康指標の改善に向けた経過の評価（プロセス指標）
- 活動の内容・実績の評価（アウトプット指標）
- 健康指標の改善度（アウトカム指標）
- 個々の取組が他に与えた影響評価指標
- QOLなどの主観的な指標

2 特定健康診査・特定保健指導のデータを活用した進捗管理

特定健康診査・特定保健指導の毎年度のデータを活用し、メタボリックシンドローム該当者・予備群、糖尿病等有病者・予備群、特定健診・保健指導の実施率等に関する目標項目の状況について、進捗管理を行います。

3 最終評価と次期計画の策定

計画の終期は令和17年度であることから、令和17年度に次期計画を策定し、令和18年度に施行します。

また、具体的な目標は、計画期間における諸活動の達成状況の評価を目的として設定すべきであり、かつ、評価を行う時点で実際に到達したかどうか確認できるものが望ましいことから、具体的な目標については、概ね、令和15年度までを目途として設定しました。

このため、令和15年度を目標年度としている指標については、令和15年度の実績により進捗状況を確認し、それを踏まえた評価を令和16年度に行います。

健康かごしま21(令和6年度～令和17年度)の進捗管理

